破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３４１５号
大阪市西成区山王１丁目５番12号　セラアベノ209号室
債務者　上原　浩考
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４５７号
大阪市淀川区十八条２丁目14番27―401号
債務者　渡　由美子（旧姓時田）
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８５６号
大阪府豊中市稲津町２丁目９番29号
債務者　佐藤　良一
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０６７号
大阪府交野市梅が枝24番607号
債務者　石丸　靖博
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１０８号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目11番17号　マンション元禄501
債務者　甲斐　俊文
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２４０号
大阪市住之江区南港東１丁目６番４―628号
債務者　野村　慶法
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２６１号
大阪府吹田市片山町１丁目６番２号
債務者　久保　美紀
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２７６号
大阪府寝屋川市池田西町１番１―301号
債務者　西村　　滋
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３６８号
大阪府茨木市東奈良３丁目２番16号　吉田コーポ101号
債務者　寺岡　卓志
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３７１号
大阪府豊中市新千里西町２丁目７番２号
債務者　須本佐保子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３７４号
大阪府枚方市長尾東町３丁目53番20号
債務者　野嶋美代子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３８４号
大阪府吹田市垂水町１丁目46番21号
債務者　井上　　孝
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３８６号
大阪市西成区橘３丁目17番10号
債務者　松井三枝子（旧姓北山）
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３８８号
大阪市北区長柄西１丁目１番22号　ケイナマンション301号室、前住所大阪市都島区東野田町３丁目12番９―909号
債務者　藤村　浩未
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３８９号
大阪府高槻市芥川町１丁目10番16号
債務者　四方　照子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３９０号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目７番34号　サンライフ玉串102号、前住所大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番４―904号
債務者　篠原　真央
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３９１号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目７番34号　サンライフ玉串102号、前住所大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番４―904号
債務者　篠原　未央
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部